



制度イメージについて

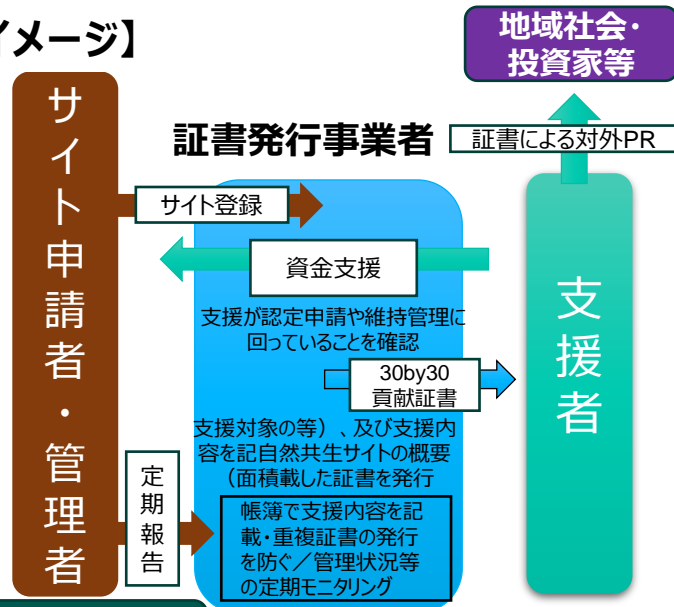
令和4年7月29日
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性主流化室

イメージ①（貢献証書version）

基本コンセプト

- 自然共生サイト認定を受けた（※予定含む。）土地の申請や維持管理等に要するコストを支援する場合に、当該支援行為を第三者が認証し、支援者に貢献証書を発行する。

【イメージ】



本制度のメリット

- 制度設計が容易／証書発行コストが安価
- 自ら自然共生サイト認定を受けていない場合であっても、30by30国際目標に貢献でき、かつ、マッチングと異なり、支援が確実に自然共生サイト管理に回っていることを対外的に証明できる
- 国際OECDデータベース上のネーミングライツと組み合わせることが出来れば、価値の向上が可能。

課題

- CSR上のアピールだけだと、需要が十分に生み出されない可能性
- 自然共生サイトの生物多様性上の付加価値を十分に反映出来ない可能性（管理が容易な（安い）サイトに需要が集中する可能性）
- 追加性を求めない前提（支援がなくてもOECD管理がなされているような場合）の正当性をどのように説明するか。

論点

- そもそも本制度にどこまで需要が想定されるか。ネーミングライツ等のような需要創出方策が考えられるか。
- 自然共生サイトの質（生物多様性上の価値や、BAUとの比較した場合の効果）を考慮すべきか。考慮するとすれば、どの程度までの評価が申請コスト等と比較してfeasibleか。（特性ごとの類型化？）
- 適正な支援額をどのように判断するか（質等を踏まえ、管理コスト以上に支援を求める正当性が認められるか、逆に、管理コストがかからないサイトにおいては安売りを防ぐか。）
- 証書発行事業者は、どの程度の頻度や精度で、支援内容や自然共生サイトの管理状況を把握すべきか（自然共生サイト認定制度本体でのモニタリングとのデマケーション） 等

イメージ② (バンキングversion)

基本コンセプト

- 自然共生サイト認定によって生じた追加的な生物多様性価値をクレジットとして貯蓄し、自ら、又は他者におけるオフセット等への活用を促進する。

クレジット発行事業者

開発行為等

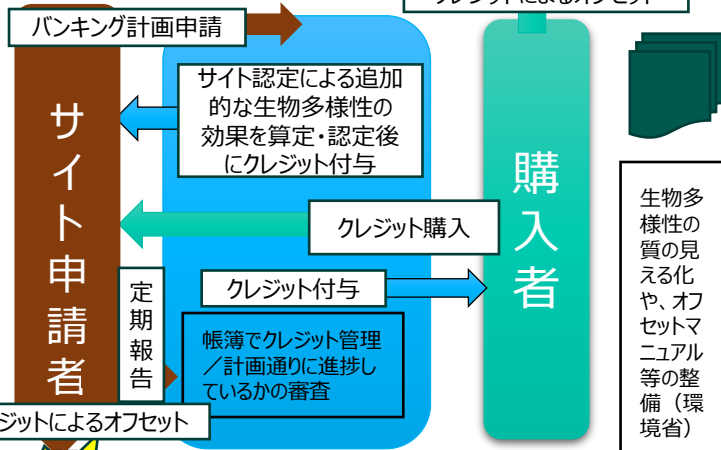
クレジットによるオフセット

本制度のメリット

- CSR的な効果に加えて、開発行為に伴う生物多様性への負荷の相殺（環境アセス・自主アセス）などへの活用が可能
- 追加的な価値評価をベースにすることで、生物多様性上の価値増大に見合った価格設定や、効果的な保全が可能（自然共生サイトに合致しない荒れ地の再生や、開発圧力の強いサイトの保全等を想定）

課題

- 生物多様性の価値評価（定量化）をどのように行うか。
- BAUと支援ケースの将来推計をどのように行うか。
- 開発地域の価値の同一性の確保をどのように行うか。（アセス上、地域性をどこまで加味するか）
- 回避⇒低減⇒代償という優先順位の担保（代償に流れる恐れ）
- 時間軸の問題（開発行為と、再生・回復に要する時間のギャップ）
- 他制度との紐付け、ミティゲーションに向けたルール・マニュアル等の整備



生物多様性の質の見える化や、オフセットマニュアル等の整備（環境省）

論点

- 自然共生サイト認定時にどこまで生物多様性上の価値評価が可能か。将来予測が可能か。
- 同一性・地域性の客観的な評価が可能か。時間軸をどのように評価するか。
- ミティゲーションマニュアルの内容
- ミティゲーション（証書）の期間（未来永劫支援が必要？）
- クレジット発行事業者の役割／購入者とのデマケーション（長期間のオフセットサイトの管理等）

- カーボンクレジットとの連携（モニタリングの相互活用など）
- 流動性をどこまで認めるか（相対取引のみ？ 転売を認める？）
- 価格管理（相対で自由に設定？ 標準価格などを定める？）
- 証書の期間の問題（自然共生サイト認定と同じ？（5年単位？））
- ニーズの確認（企業からヒアリング？）
- TNFDフレームワークなどの他の枠組みや規制との関係性（TNFDフレームワークの場合、本業のリスク・機会等と絡めて説明出来なければ情報開示対象とすることは困難か？ SBTs for Natureで目標として設定出来るか？）

